

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (3) ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イからカまで及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (3) ア 床面積の合計が300㎡以下のもの 10,000円

		<p>に対する 審査(次項 に規定す る審査を 除く。)の 項1(3) において 同じ。)が 300㎡以下 のもの 10,000円</p> <p>2</p> <p>(3) <u>共同住 宅(市長が別 に定めるも のを除く。都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第55条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 変更の認定 の申請に対 する審査(次 項に規定す る審査を除 く。)の項2 (3)におい て同じ。)</u>の 共用部分 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額</p>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の

		<p>2</p> <p>(3) <u>共同住 宅</u>の共用部 分 次に掲 げる区分に 応じそれぞ れ次に定め る額</p>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	

第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合
ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交

第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査の項において同
じ。)が300㎡未満のもの
11,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
31,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
94,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの
149,000円

オ 床面積の合計が10,000㎡以上

25,000㎡
未満のもの
の
188,000円

カ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のもの
の
235,000円

(2) 建築物
のエネルギー
消費性能
の向上に関
する法律第
12条第2項
又は第13条
第3項の規
定による場
合

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
の
5,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
の
15,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のもの
の
47,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上10,000
㎡未満の

もの
74,500円
オ 床面積
の合計が
10,000㎡
以上
25,000㎡
未満のも
の
94,000円
カ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のも
の
117,500円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(1(1)に掲げる場合を除く。)

(1)
ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
267,000円

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

(1)
ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28

						<p><u>年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査の項において同じ。)が300㎡未満のもの 267,000円</p>
		<p><u>3</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による<u>場合(1(2)に掲げる場合を除く。)</u></p>			<p><u>2</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による<u>場合</u></p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額</u>を合算して得た金額</p> <p>1</p> <p>(2)</p> <p>ア 床面積の<u>合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イか</u></p>		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p><u>次に掲げる額</u>を合算して得た金額</p> <p>1</p> <p>(2)</p> <p>ア 床面積の<u>合計</u>が300㎡未満のもの 11,000円</p>

ら工まで、
2（2）、
建築物の
エネルギー
消費性
能の向上
に関する
法律第31
条第1項
の規定に
基づく建
築物エネ
ルギー消
費性能向
上計画の
変更の認
定の申請
に対する
審査（次項
に規定す
る審査を
除く。）の
項1（2）
及び2
（2）並び
に建築物
のエネル
ギー消費
性能の向
上に関する
法律第
36条第1
項の規定
に基づく
建築物エ
ネルギー
消費性能
に係る認
定の申請
に対する
審査の項
1（2）、
2（2）及
び3（2）
において

		同じ。)が 300㎡未満 のもの 11,000円
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</u> <u>の項手数料の額の欄に定める額とする。</u>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	3 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び <u>ロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)</u> に定める基準に適合するもの (2) ア 床面積の <u>合計(市長が別に定める建築物につ</u>

(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>次に掲げる額を合算して得た金額</u>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	3 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び <u>ロ(2)</u> に定める基準に適合するもの (2) ア 床面積の <u>合計</u> が 300㎡未満のもの 38,000円

		<p>いては、共用部分の床面積を除く。イからエまでにおいて同じ。)が 300㎡未満のもの 38,000円</p>			
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円</p> <p>(2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 15,500円</p> <p>(3) 床面積の合計が</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>	

2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
47,000円

(4) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
満のもの
74,500円

(5) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
94,000円

(6) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
117,500円

2 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号イに定め
る基準に適合
するもの 次
に掲げる区分
に応じそれぞ
れ次に定める
額

3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
1条第1項第
1号ロに定め
る基準に適合
するもの 次
に掲げる区分

1 建築物エネ
ルギー消費性
能基準等を定
める省令第1
条第1項第1
号イに定める
基準に適合す
るもの 次に
掲げる区分に
応じそれぞれ
次に定める額

2 建築物エネ
ルギー消費性
能基準等を定
める省令第1
条第1項第1
号ロに定める
基準に適合す
るもの 次に
掲げる区分に
応じそれぞれ

		に応じそれぞれ次に定める額				次に定める額
--	--	---------------	--	--	--	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。